

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：奄美市

令和8年9月9日公表

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7 %
全職員	62.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	95.0 %
本庁課長補佐相当職	89.9 %
本庁係長相当職	88.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.7 %
31～35年	85.1 %
26～30年	91.7 %
21～25年	96.3 %
16～20年	92.1 %
11～15年	92.6 %
6～10年	94.0 %
1～5年	82.9 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、男女間で年齢構成、勤続年数、役職、扶養手当等の受給状況に差があることなどから、男女間で給与の差異が生じている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当する職員がいないため記載していない。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	8.0 %

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	11.0 %
本庁課長補佐相当職	14.0 %
本庁係長相当職	21.0 %

【説明欄】

国や民間企業等への研修派遣においても、意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に進めており、キャリア形成支援にも努め適材適所な人事配置を基本としつつ、意欲と能力を持った女性職員の管理職登用に繋げていく考えである。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	29.0 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100 %

1. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	20 %	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	— %	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	60 %	— %	— %	— %
1月超3月以下	20 %	— %	— %	100 %
3月超6月以下	— %	— %	— %	— %
6月超9月以下	— %	— %	— %	— %
9月超12月以下	— %	91 %	— %	— %
12月超24月以下	— %	9 %	— %	— %
24月超	— %	— %	— %	— %

【説明欄】

本市において、令和7年度中に第3期特定事業主行動計画（前期）（期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日）を策定し、職員一人一人が仕事と家庭の両立に向き合い、働きやすい・子育てしやすい環境づくりを推進している。

直近3年間に於いて、男性の育児休業取得率は、20%～40%の間を横ばいの状況、取得期間は2週間～2ヵ月の期間に分布している。

引き続き育児に関する休暇制度の周知を行っていき、取得率向上に努めたい。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.36 時間/月
内部部局等以外	14.7 時間/月

【説明欄】

内部部局等以外の職員は、出先機関に勤務する職員であり、所属する期間の業務内容や勤務体制等の違いにより、内部部局等の職員と比較して、正規の勤務時間を超えて命じて勤務した時間に差が生じている。